

沼津市地域包括支援センター運營業務委託優先交渉権者選定に関する質問回答書

質問	NO 質問内容（一部要約）	回答
1	<p>出張所の職員について</p> <p>出張所の職員について、専従なのか交代制なのか。</p>	<p>出張所の職員について、出張所にのみ配置を限定することは想定していません。あくまでも、地域包括支援センターの職員として出張所も含め必要な人員の配置をお願いします。</p>
2	<p>出張所の業務時間について</p> <p>出張所の営業時間（相談時間）は8時間なのか。包括本体からの出勤を考えているので、朝会等打合せをしてから出張所に向かいたい。例えば9時から17時の営業時間でもよいのか。</p>	<p>出張所の業務時間は、地域包括支援センターの営業時間に準ずるものと想定しています。お問い合わせの場合については、あらかじめ業務時間を周知することに加え、例えば業務時間前の電話を地域包括支援センターに転送するなど利用者への配慮をお願いします。</p>
3	<p>出張所の設備について</p> <p>出張所として、トイレ、水道が使用できる設備、相談室が確保できるスペース、職員の事務机、カウンター、書庫等の面積を考えているが、沼津市として最低の室内面積基準はあるのか。また、駐車台数は2台分でよいのか。</p>	<p>地域包括支援センターについては、出張所も含め室内面積等の基準の設定はありません、配置する人員等を踏まえ必要な面積、設備をご用意ください。</p> <p>また、駐車台数については、2台以上は確保いただくとともに、必要に応じて増設できるように配慮をお願いします。</p>
4	<p>市が認める資格についてについて</p> <p>市が認める医療・介護の資格の例に、介護福祉士が含まれていないが、「他」の中に介護福祉士が含まれると理解してよいのか。また、「他」の資格について市が認める資格はあるのか。</p>	<p>例示している資格を想定していますが、職員の雇用等に関するものであるため、選定された事業者と協議できるよう「他」としているものです。例示した以外の資格者については、選定された事業者と個別に協議させていただきます。</p>

5	プレゼンテーションについて	
	<p>①プレゼンテーションの際には、法人名を明かしてはならないとあるが、ソフト（画面）に記載をせず、匿名にすればよいのか。また、当日のプレゼン発表の際には、法人名を口頭で言ってもよいのか。口頭での説明も法人名を言ってはいけないのか。</p> <p>②プレゼンの資料は当日、委員に配布されるのか。</p>	<p>①資料、発表時ともに法人名を秘匿するようお願いします。</p> <p>②プレゼンテーション資料の配布は認められません。</p>
6	賃貸借契約について	
	<p>出張所の賃貸契約はいつ頃（年月）までにすればよいのか。</p>	<p>契約時期に基準はありません。令和5年4月1日より出張所の業務を開始できる十分な期間を確保できるよう契約時期についてご配慮願います。</p>
7	保健師資格について	
	<p>様式9-3の「保健師等」とあるが、「等」は正看護師のことと理解してよいか。</p>	<p>地域包括支援センターの人員基準にある保健師等について記載願います。なお、地域包括支援センターの人員基準については仕様書の他、仕様書記載の条例及び規則をご確認ください。</p>